

中瀬地域住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住みよい中瀬地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を中瀬地域住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市高畑753番地の12 - 中瀬地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は中瀬地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携し活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中瀬地域に居住する住民
- (2) 中瀬地域に住所地を置く事業所
- (3) 中瀬地域住民で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	若干名
会	計	1名
監	事	若干名

部会長 6名
事務局長 1名

- 2 会長、副会長、及び監事は総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は各部会において選出する。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局は、協議会事務を総括する。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は1年とし、会長は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び企画調整委員会、実行委員会とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員、企画調整委員、実行委員会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画
- (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
- (4) その他重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は役員及び各地区から選出された者により構成する。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(企画調整委員会)

第14条 企画調整委員会は、運営委員会より推薦された者及び事務局で構成する。

2 企画調整委員会は、総会、運営委員会に諮るべき事項の原案作成及び実行委員会の取りまとめを行う。

3 企画調整委員会は、会長が招集する。

(実行委員会)

第15条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、及び企画調整委員会へ意見具申するため、協議会に実行委員会を置く。

2 実行委員会に次の部会を置く。

(1) 広報部会

(2) 健康・福祉部会

(3) 生活部会

(4) 教育・人権部会

(5) 体育部会

(6) 農業・地域振興部会

3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。

4 部会には、部会長を置く。

5 部会長は、部会員の中から選出する。

6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第16条 部会間の調整は、企画調整委員会が当たることとする。ただし、部会相互の

協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財 務

(会計)

第17条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会費は、運営委員会で定める。

第5章 その他

(規約の変更)

第19条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第20条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月12日から施行する。

この規約は、平成19年5月20日一部改正する。

この規約は、平成25年5月18日一部改正する。

この規約は、平成29年5月20日一部改正する。

この規約は、令和元年5月18日一部改正する。